

川崎市立長沢小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校運営方針

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価

【学校教育目標】

- ・はてな・・・自分から考えて進んで学習する子
- ・すばらしいな・・・美しいものや生き物を大切にする子
- ・まけないぞ・・・責任をもってやりぬく子
- ・いっしょにね・・・助け合い協力する子
- ・がんばるぞ・・・いつも元気で明るい子

【本年度の重点課題】

**夢に向かって学ぶ学校
～自己肯定感を土台とした
主体的・探究的・利他的な子の育成～**

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・教育活動全体を通して自己有用感の醸成
- ・一人一人の児童が「居場所」「拠り所」を感じられる学校

【育成をめざす資質・能力】

- ・多様な人々と協働しながら主体的に学びに向かい自己の感情や行動を統制し、よりよい生活や人間関係を自律的に形成する態度
- ・自ら課題を見出し、未知の状況においても既習の知識や技能を活用して、深く考えたり、話し合ったり、進んで表現したりする力
- ・様々な学習や生活の場面で活用できる基礎的・基本的な知識や概念及び技能

本年度の努力点

① 学び合う学校	② 元気あふれる学校	③ 笑顔あふれる学校	④ 信頼される学校
○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け「探究的に学ぶ」授業改善を図り、「楽しい」「分かる」授業を目指す。 ○地域や学校の特色、児童の実態を生かした体験活動を位置付け「社会に開かれた教育課程」を編成する。 ○基本的・効果的な指導や指導方法を共通理解し、徹底することを通して基礎・基本の定着を図る。 ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。	○規律ある学年、学級経営のもとで、規範意識と自己肯定感を土台とした自己有用感、自己効力感の醸成を図る。 ○特別活動を中心として子どもたちの創意を生かした自主的・自治的な活動を保障する。 ○心と体の健康や安全への意識を高めるために健康・安全・防災教育の推進を図る。 ○児童の多様な状況を生かした集団づくりに努める。	○一人一人の児童の居場所づくりに努める。互いの違いを認め合い、尊重する寛容性を育み、助け合える関係づくりに努める。 ○不登校・登校しぶり、いじめの未然防止に向けて効果測定、共生＊共育、学校生活アンケート等の有効活用を図る。 ○人権尊重教育、道徳の授業と学校生活との関連を図り、道徳の実践力を高める。また、自分の成長を振り返ることを通して、夢や希望をもって学校生活を送ることができるようにする。	○学校の取組を効果的に発信し、保護者や学校教育推進会議を中心とする地域の学校運営への理解と協力を仰ぐ。 ○学校運営協議会を発足し、外部からの意見を学校運営の改善に効果的に活用する。 ○実効性のある学校評価を工夫し、外部からの意見を学校運営の改善に効果的に活用する。 ○外部の専門家等を活用して、求められる教育を工夫する。

本年度の具体的な取組

○校内研究を中心に「深い学び」の実現を目指し、「主体性を連続させる工夫」「考えを深めたり、広げたりするための表現活動」「知識や技能の活用を実感する」「見直し、振り返る活動」を位置付けた授業づくりに取り組み、授業力の向上に努める。 ○地域の材や社会の変化に対応した単元づくりを生活科、総合的な学習の時間を中心に行い、各教科等との関連を図ったカリキュラム・マネジメントに取り組む。 ○ステップ2・3の実現を目指し、ギガ端末の効果的な活用(情報モラルを含む)を生かした授業改善を図る。 ○学習習慣の確立と授業のユニバーサルデザインの共通理解を図り、分かりやすい授業づくりに取り組む。 ○モジュールの活用や教育ボランティアの配置を図り、学年に応じた基礎的な知識・技能の定着を徹底し、きめ細やかな指導を通じた確かな学力を育成する。 ○学習習慣の確立と授業のユニバーサルデザインの共通理解を図り、分かりやすい授業づくりに取り組む。 ○児童の多様な状況に応じた合理的配慮を工夫し、関わり合いの中で協働的に学ぶ授業を目指す。	○「違いを認め合い、みんなと共に生きていく力」「よりよい集団や社会をつくろうとする力」「なりたい自分に向けてがんばる力」を育成し、一人一人が居心地のよい学級づくりの充実に努める。 ○学級目標の実現を目指して学級会、学級活動の内容を質的に高め、自発的・自治的で自浄力のある学級をつくる。またその一員として「必要にされる」「役に立っている」ことを実感し、自己有用感、自己効力感を高める。 ○児童の創意、発意に基づき見通しをもった係活動、当番活動、委員会活動、クラブ活動、代表委員会、行事の充実を図り、発達の段階に応じた自主的・実践的な活動を工夫する。 ○健康・安全(食事、体力、健康管理、交通安全、防災意識)と日常の生活を結び付け、自分の成長や安全、よりよい生活のために自発的、主体的に実行しようとする自己指導能力を育成する。 ○一人一人異なる児童の状況を生かし合い、寛容性、包摂性を育む。	○不登校や登校しぶりの早期発見に努め、学習支援室等を有効活用しながら、個々の児童の状況に応じた対応や取組を迅速に行う。個別最適な学習環境の創出を図る。 ○学年単位での児童支援体制の充実を図る。短期目標を明確にしてケース会議を実施する。 ○効果測定や共生＊共育を活用し、学級経営の充実を図る。児童会を通じた児童の発想を生かしながら、児童指導員直し強化月間・人権週間等の効果的な取組を年間を通して見直しをもつて行う。 ○生活目標、保護者、地域の人、もの、こと等を活用し、道徳の授業を充実させるとともに、道徳で学んだことを学校生活で発揮することに努め、相手意識をもった道徳実践力の向上を図る。また、キャリアパスポートを活用し、子どもの成長を家庭と共有する。 ○全体計画と各教科等との関連を明確化し、日常の授業を通して人権尊重共育、キャリア在り方生き方教育の実現を目指す。	○学校の取組を保護者や地域に積極的に発信し、理解と協力を求める。情報発信の手段として学校HP、学校だより、学年だより、学校公開(T・T・保護者参加、外部講師等の工夫)、行事を有効に活用できるようにする。 ○学校運営協議会の活動を保護者や地域に周知し、学校運営に対する参画意識を高める。 ○学校運営方針と校務分掌の関連を明確にし、保護者や地域との協働を意識した学校評価を工夫する。 ○求められる教育の方向性を踏まえ、外部の専門家や講師、保護者ボランティアとの積極的な連携を図る。 ○児童理解の感度、人権意識を一層高め、不登校、いじめの未然防止、早期発見に努め、児童の範となる言動・行動に努める。授業改善、学年・学級経営、学校運営の充実を通して同僚性を高め、学び合う職員集団としての協働体制の確立を目指す。 ○学校運営方針を踏まえた学年・学級目標、グループ目標、個人目標を具体的に設定する。 ○必然性のある研修を主体的に計画実施できる人的・時間的・物理環境を整え蓄積する。
--	---	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。
①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援教育コーディネーター、
教育相談担当、養護教諭、学校巡回カウンセラー
スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（いじめ防止対策会議）
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（校長、支援教育 CO.）
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（校長、支援教育 CO.）
- ・ いじめ問題に関する資料の管理・・・（校長、教頭、支援教育 CO.）
- ・ 道德教育との連携・・・（支援教育 CO.、道德推進教諭）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（いじめ防止対策会議）

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成（支援教育 CO.、各学年）
- ・ 1年・・・（学年主任・児童支援部） 2年・・・（学年主任・児童支援部）
- ・ 3年・・・（学年主任・児童支援部） 4年・・・（学年主任・児童支援部）
- ・ 5年・・・（学年主任・児童支援部） 6年・・・（学年主任・児童支援部）
- ・ 相談室窓口、相談室の管理、運営・・・（支援教育 CO.養護教諭）
- ・ スクールカウンセラーとの連携・・・（支援教育 CO.）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・ 代表委員会・運営委員会との連携・・・（支援教育 CO.、運営委員会担当）
- ・ P T A校外委員会との連携・・・（教頭、教務主任）

- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、教務主任、地域教育会議担当教諭）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育 CO.）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育 CO.）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・校内いじめ防止対策会議の実施(年度始めの様子) ・いじめの未然防止、早期発見 ・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・個人面談実施 ・学年学級経営案の作成 ・第1回効果測定をもとにした児童のみとりの強化
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施 ・校内いじめ防止対策会議の実施(学校生活アンケートの集計結果等から) ・いじめ防止への取組み(運営委員会他) 【児童指導点検強化月間】の取組 ・道徳の学習と人権尊重教育の関連を大切にし、自分たちの学校のよさや地域のよさを話し合う中で自分たちのよさに目を向ける活動を行う。 ・学校生活アンケートの結果をもとにした児童との個別面談
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・遊びのルールづくりに向けての取組 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談の実施 ・校内いじめ防止対策会議の実施(夏休み明けの児童の様子等) ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・第2回効果測定をもとにした児童の見取りの修正とクラスづくりの見直し ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・スマホ携帯安全教室実施
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施 ・校内いじめ防止対策会議の実施(学校生活アンケートの集計結果等) ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価アンケートの実施 ・教育相談週間の実施

1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価アンケート結果の分析
2	【学校体制振り返り月間】の取組 ・第3回効果測定をもとにした児童の見取りの修正とクラスづくりの見直し ・児童理解、安心して過ごせる学校を目指した活動の振り返りと反省 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・校内いじめ防止対策会議の実施(来年度に向けての基本方針の見直し)

校：校内いじめ防止対策会議 児：児童支援部会 職：職員会議等

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・運営委員会を中心にした児童によるあいさつ運動
- ・運営委員会を中心にして取り組む学級や長沢小のよい所見つけ、更によりところを増やす取り組みの計画と実施
- ・地域の交通安全について考え、発信をする交通安全プロジェクト
- ・希望の池の整備、池周辺での過ごし方についてルールを決める希望の池プロジェクト

[交流活動の活性化]

- ・委員会活動（集会活動、校内クリーン活動）
- ・キラキラタイム（全校ドッジボール大会、大なわ大会）
- ・縦割り活動（1，2年生，1，6年生との交流）
- ・クラブウイークの実施（休み時間に全校参加のクラブ見学）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・人権朝会の実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・登下校の見守り活動